

令和4年海審第1号

裁 決

遊漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、海難審判所は、理事官関昌芳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人a1を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年8月11日06時40分

熊本県三角港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.7 トン	3.0 トン
登 録 長	9.90 メートル	10.50 メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	180 キロワット	169 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、GPS及び魚群探知機をそれぞれ装備し、舵輪の後方に操縦席を設け、汽笛を備えたFRP製小型兼用船で、a1受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年8月11日05時30分三角港を発し、大瀬戸北方沖合の釣り場に向かった。

a1受審人は、釣り場に到着して船尾マストにスパンカーを展開し、06時05分三角灯台から358度（真方位、以下同じ。）1,230メートルの地点付近で、船首を北方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、船尾甲板左舷側に設置した椅子に腰を掛けて釣り客の様子を見ながら遊漁を始めた。

06時39分a1受審人は、三角灯台から358度1,230メートルの地点で、船首が003度を向いていたとき、右舷船尾41度500メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船が緩やかに左回頭しながら自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a1受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、06時40分僅か前右舷船尾至近にBを認めたものの、どうすることもできず、06時40分三角灯台から358度1,230メートルの地点において、Aは、船首が003

度を向いたまま、その右舷船尾部にBの船首が、後方から62度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操舵区画、中央部に機関室を配し、操舵区画前部中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備し、舵輪の後方に操縦席を設けたFRP製漁船で、b受審人ほか1人が乗り組み、たこつぼ漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日05時55分三角港を発し、同港北東方沖合の漁場に向かった。

ところで、b受審人は、夏季にはBの機関室内が高温となることから、航行中に同室と通じる船尾甲板の床板を取り外し、機関室内の熱気を排出することがあった。

b受審人は、漁場に到着して付近で移動しながら操業を行ったものの、漁獲量が少なかったことから大瀬戸北方沖合約3海里の漁場に向かうこととし、操縦席に腰を掛け、06時38分少し前三角灯台から054.5度380メートルの地点を発進し、直ちに針路を358度に定め、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

b受審人は、06時38分左舷前方960メートルのところに、漂泊中のAを初認し、間もなく漁場の移動中に機関室内の熱気を排出することを思い立ち、06時38分半僅か過ぎ三角灯台から026度700メートルの地点に至り、舵輪から手を離して操縦席から立ち上がり船尾甲板へ向いたところ、僅かに左舵が取られ、緩やかに左回頭を開始した。

b受審人は、船尾甲板に移動し、しゃがんだ姿勢をとって、同甲板

の床板を取り外す作業を始め、０６時３９分三角灯台から０１７．５度８８０メートルの地点に達し、船首が３４１度を向いたとき、Ａが左舷船首１９度５００メートルのところとなり、その後同船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、短時間であればＡから目を離しても無難に航行できるものと思い、安全な距離に離れるまで継続して方位変化を確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、Ａを避けることなく続航した。

ｂ受審人は、床板を取り外したところ、溜まっていたビルジの量が気になり、ビルジの排出作業を開始して床板下方を覗き込みながら進行し、Ｂは、船首が３０１度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは右舷船尾部から中央部にかけて亀裂を伴う擦過傷を、Ｂは左舷船首部に亀裂を伴う擦過傷をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、Ａの釣り客ａ２が外傷性脳挫傷により死亡し、他の釣り客３人が左第８肋骨骨折、腰痛捻挫、左大腿骨頸部骨折等を負った。

（航法の適用）

本件は、三角港北方沖合において、航行中のＢと漂泊中のＡとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第３８条及び第３９条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、三角港北方沖合において、航行中のBが、動静監視不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、三角港北方沖合において、漁場に向けて航行中、左舷前方に漂泊中のAを認めた場合、衝突のおそれがあるかどうかを判断できるよう、安全な距離に離れるまで継続して方位変化を確かめるなど、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、短時間であればAから目を離しても無難に航行できるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに左回頭しながらAに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、同船を避けることなく進行してAとの衝突を招き、同船及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Aの釣り客1人を死亡及び同客3人を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 1 受審人は、三角港北方沖合において、遊漁を行うため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるとともに、Aの釣

り客1人を死亡及び同客3人を負傷させるに至った。

以上のa 1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年2月14日

海難審判所

審判長 審判官 山 岸 雅 仁

審判官 黒 田 拓 幸

審判官 横 井 幸 治